

西篠崎区画整理組合に組合設立認可と事業認可を許可した江戸川区長に対する陳情
(建設委員会付託)

受理番号 第 132 号 受理年月日 平成 24 年 11 月 26 日

付託年月日 平成 24 年 12 月 4 日

陳情者
.

陳情原文 土地区画整理法第 15 条（定款）の 4 項で事務所を記載する事と規定されています。

しかしながら西篠崎区画整理組合は、ここで記載義務のある主たる事務所を定款に記載する事を怠って組合設立認可及び事業認可を江戸川区長に申請しました。要するに事務所は組合員からの法令簿書と図面の閲覧謄写に応じる義務のある大事な保管場所でもある訳です。認可を受ける際に、定款記載の事務所に、土地区画整理法第 84 条で規定された法令簿書が備え付けていない事がわかっていながら、かつ、法令簿書の備え付けられた事務所が事業地区外のコンサルタント会社の支店としていたにも係わらず、そのことを定款に記載することなく組合員から組合設立認可と事業認可を得るための同意を取り、認可申請を行いました。これは、土地区画整理法第 15 条に抵触する申請であることは明白であります。本来は、定款に記載された事業地内の事務所に法令簿書が備え付けられていないのだから土地区画整理法第 84 条違反で事業が進められた事は紛れもない事実です。しかしながら、組合と事業認可した江戸川区長は、法令簿書の備え付け義務の指摘を受けると、組合から同意を得ていないコンサルタント会社の事務所が主たる事務所であると回答してきました。組合と江戸川区長のいう主たる事務所がコンサルタント会社の支店ならば、その事を定款に未記載だった事も土地区画整理法第 15 条違反に抵触した認可申請となり、認可を取り消す必要があるはずです。土地区画整理法施行令第 6 条は組合理事や総代を解任する際の手続きをする場合は主たる事務所のある市町村長の職員との立ち合いにより行う事とされているのです。

そのためには、事業地から離れた地区に主たる事務所を置くには、定款に記載したうえで組合員から同意を得たうえでの認可でなければならないはずです。さらに、定款に記載されていれば、主たる事務所が移転するにあたっては、組合員から同意を得たうえで定款変更等の土地区画整理法による手続きを行う必要があるのです。しかしながら西篠崎区画整理組合は、このような法律違反に抵触しているのにその指摘を放置したまま、換地処分の登記を本年 6 月に実行してしまったのです。審査請求中でもありました。江戸川区も承知して行った事なのです。定款記載の事務所に法令簿書を備えず、定款に記載のない（土地区画整理法第 15 条違反）コンサルタント会社の支店を主たる事務所として法律違反を容認して組合設立認可と事業認可をしてしまった江戸川区はどう責任をとるのでしょうか。法律違反により認可され
(裏面に続く)

た組合も事業も無効ではありませんか。組合員はだれも定款未記載のコンサルタント会社が主たる事務所である事など承知していないはずですし、違法状態で本事業を換地処分まで進めてきたのです。また、要件を得ることなく指定された区画道路7号線、11号線は現在も建築基準法第42条違反の状態であります。この事も再三、抗議をしています。江戸川区からも江戸川区建築審査会からもすでに何カ月と経過しているにも係わらず明確な回答が得られません。

江戸川区建築審査会に対して審査請求を新たに申請してかなりの時間が経過していますが連絡もありません。審査会は機能しているのでしょうか。このような建築基準法違反の道路の指定がなされて違法に建築確認が受理される等という例外を認めている事の方が審査請求の60日を渡過することより、余程あってはならない事例なのではありませんか。役員を含む組合員が、土地区画整理法の法律知識が不十分であるのを良い事に数々の法律違反や定款違反また事業計画違反を江戸川区の容認のもと進めてきた事業であると言わざるをえません。前回挙げた土地区画整理法第84条の閲覧謄写も内容証明による催告から4カ月も経過してなされたものであり、既に換地処分の登記も補正があがっております。いずれにしましてもこのような区画整理事業は聞いたことがありません。例え区画整理課長が6月に説明したように公図整理が主体であったとしても、土地区画整理法による事業である以上、法律を厳守する事で事業費に補助金はいっているはずで、法律違反があれば補助金等は返還する義務があるのではありませんか。

国土交通省へは、再審査請求（換地処分の取り消し）、審査請求（江戸川区の不作為）、江戸川区建築審査会へは、審査請求（建築基準法第42条1項4号指定取り消し）を行っています。江戸川区長に対して組合の違反の疑義を15項目、内容証明書留にて提示しています。

以上のことから、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区は法律違反を認めて違反事項全てについて改善願います。
- 2 江戸川区建築審査会ないし江戸川区建築指導課は、建築基準法違反状態の道路の指定の取り消しを実施願います。